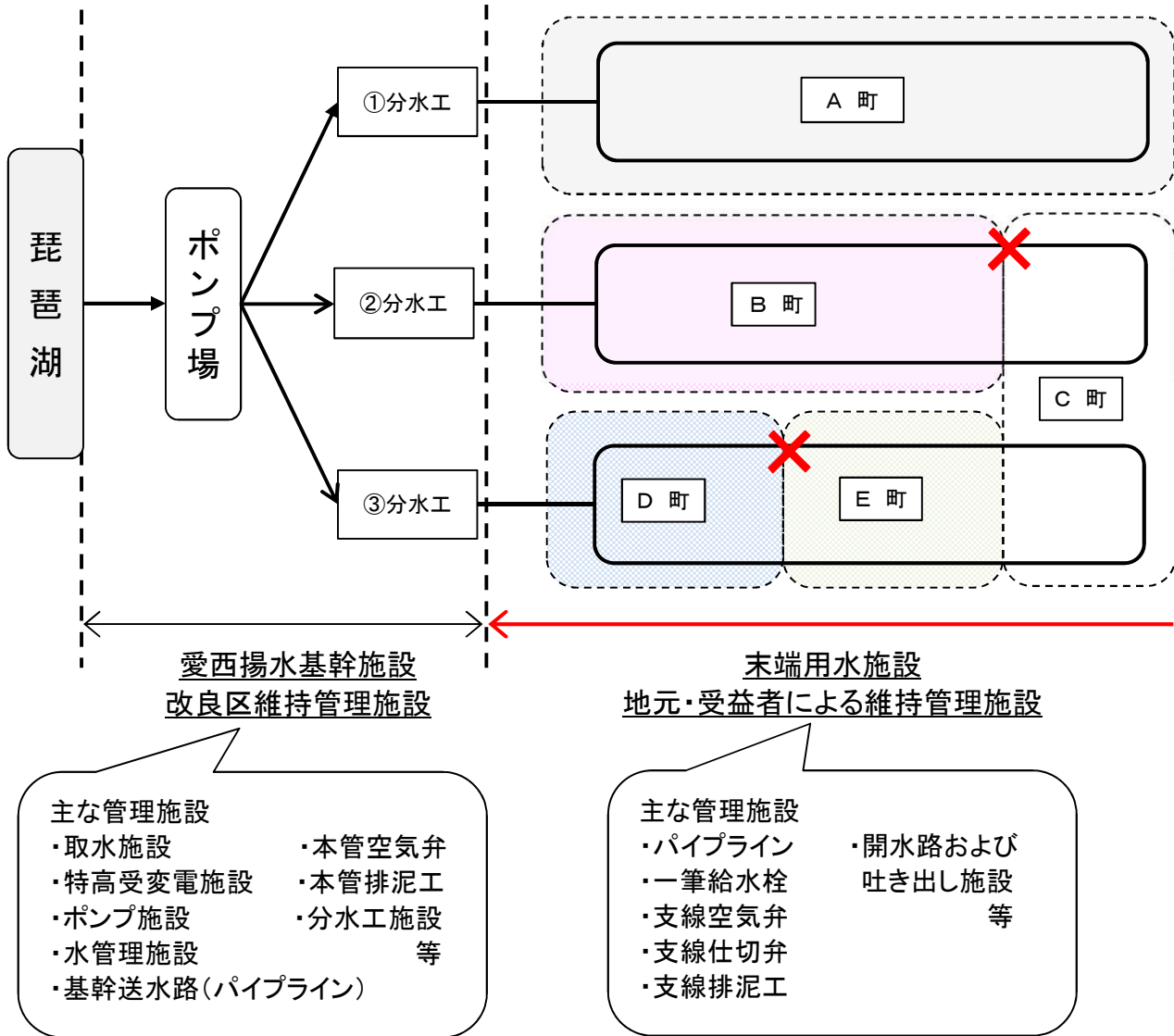


# 末端用水施設の維持管理区分について

下記の図のとおり分土工から田んぼまでの用水施設は費用も含めた維持管理を地元・受益者で実施いただいております。近年は愛西揚水施設について経年劣化による漏水が多くなってきており埋設されたパイプラインの復旧費用の負担も増加しております。



集落によっては事前に積立をされ、漏水等の復旧費用に備えられています。

上図の②分土工のようにB町とC町の2集落、③分土工のように複数の集落が埋設されたパイプラインでつながり共通の分土工の受益となる所があります。

×の箇所で漏水があった場合、断水等の影響がおよぶ田んぼは集落をまたがり広範囲となります。費用負担となる受益はその都度協議いただいておりますが、今後漏水も増加することも考えられますので、**集落および地域での維持管理ならびに費用も含めた管理区分のご検討をお願いいたします。**

各分土工の受益の範囲や不明点等ありましたら下記の愛西土地改良区までお問い合わせください。